

新聞労連



2022年 | No. 1323

11月1日（火）

- 長崎市性暴力訴訟 特集（下） 2
- 第50回JTC記者研修会 3
- 特派員協会都労委あつせん 3
- 執行部セミナー詳報 4

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。

日本新聞労働組合連合

〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-17井門本郷ビル6階

TEL03 (5842) 2201

FAX03 (5842) 2250

http://www.shimbunroren.or.jp

年間購読郵送料共2000円。組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています

埼玉労組 未払い残業代訴訟で証人尋問

労組委員長「経営陣の非常識な主張に憤り」

埼玉新聞社が進めるリストラをきっかけに単組委員長が未払い残業代の支払いを訴えた訴訟が、10月14日、さいたま市浦和区のさいたま地裁で、第9回の弁論が開かれ、証人尋問が行われた。次回期日は12月23日で、結審する予定。

埼玉新聞社は2019年、未払い残業代の不払いや債務超過が明らかになり社員にリストラを求めた。さらに同21年、中間管理職の役職手当を廃止する制度案を提示。組合の保坂直人委員長が同8月、同地裁に提訴した。

14日の弁論では、前経営陣2人、現取締役労担の計3人と原告の委員長が出廷した。会社側は役職

手当は残業代の代わりだったと主張。弁論で前経営陣の1人は、かつて役職手当について上司から説明を受けたなどと述べた。

保坂委員長は役職手当が残業代の代わりだなどという説明は、会社から一切なかったと強調。「本来不正をただす報道機関の幹部、リストラを社員に押し付けた前経営陣が非常識な主張を繰り返していることに憤りを感じる」と社側の姿勢を糾弾した。

弁論に先立ち12日には、埼玉県庁で記者会見を実施した＝写真。14日の閉廷後には報告集会が開かれ、担当弁護士や労連役員、支援者が集まった。



組合は訴訟と並行し、一時金の増額や委員長を「制裁」する姿勢を示す会社の不誠実な対応をただすなど交渉を続ける。

東京労組 中日新聞社が深夜食「廃止」 和解協議中にまた一方的強行

全社員に毎年3千円支給する手当「鍊成費」を一方的に廃止した労働契約法違反事件と不当労働行為事件で被告・被申立人となっている中日新聞社は、東京本社で社員食堂の深夜食を10月から労使合意なく廃止した。都労委で鍊成費の和解協議中に繰り返された「一方的廃止」。東京新聞労組は「深夜勤務者がいるのに乱暴だ。社は組合を対等な話し合いの相手と見ていない」と批判を強める。

社員食堂は、降版時間の繰り上げで徐々に時間短縮しつつ、午後9時～10時半の深夜食提供を続

けていた。社は8月末、経費削減を理由に深夜食廃止を突然通告。組合は、労使でつくる食堂運営委員会や緊急団交で一方的な廃止決定に強く異を唱えたが、社は聞き入れなかった。瀬口労担代理は食堂運営委で「すべて意見を聞いていたら削減はできない」（組合メモでは「皆さんの意見を聞いていたら間に合わない」）などと発言。スケジュールありき、廃止ありきで強行した。

東京本社では『東京新聞』『東京中日スポーツ』の早版から遅版まで製作ダイヤが厳密に決められ

た中、すきま時間に手早く取れる安価で温かい深夜食が深夜労働者を支えていた。福利厚生である以上に、社の業務遂行に必要なから維持されてきた。製作ダイヤが変わらないのに食堂の深夜営業だけ強引に廃止するなど、乱暴に過ぎる。労使交渉無視の態度は、鍊成費事件と全く同じだ。

組合は10月17日、都労委の調査の席で、こうした食堂の問題を報告。「業務用携帯電話の個人負担化強行（2006年に都労委が救済命令）で、社は不当労働行為を繰り返さないと社長名で誓ったが、全く反省していない」と訴えた。そのうえで再開された和解協議でも労使の隔たりは大きく、次回調査（12月15日）以降は和解協議でなく、審問（証人尋問）に向けて手続きを進めることになった。

東京地裁で審理中の労契法違反の裁判も、年明け以降に証人尋問となる見通しだ。

ヘイトクライムに警鐘

神奈川記者スラップ訴訟 来年1月31日判決へ



在日コリアンを排斥するヘイトスピーチを批判した記事で名誉を毀損されたとして、神奈川新聞社の石橋学記者が当事者の差別主義者から訴えられたスラップ訴訟の第10回口頭弁論が10月4日、横浜地裁川崎支部で開かれ、石橋記者への証人尋問が行われて結審した。判決は2023年1月31日に同支部で言い渡される。

尋問で石橋記者は、入社2年目に川崎支局に配

属されて以来、在日コリアンの人たちに寄り添い、差別とたたかう記事を書いてきた自らの原点を語った。また、デマに基づいたヘイトスピーチが差別や憎悪をあおり、ヘイトクライムにつながることを、京都・ウトロ地区で昨年起きた放火事件にも触れながら指摘。「川崎でも起こる可能性があった」と語り、警鐘を鳴らす必要があったと訴えた。

石橋記者は、原告の佐久間吾一氏が「旧日本鋼管の土地を在日コリアンが不法占拠している」などと発言したことについても事実ではないことを歴史的経緯に基づいて改めて説明した。佐久間氏とのやり取りでは逆質問のような形となり、同氏は「在日だけを問題にしたわけではない」などとしどろもどろの発言に終始した。

閉廷後の報告集会＝写真＝で弁護団は「取材の積み重ねの上に石橋記者の記事があったことが明らかになった」と述べ、ヘイトクライムを防ぐためにも差別を糾弾する報道を続ける意義を強調し

新委員長に比嘉基さん

沖縄地連定期大会

沖縄地連（知花徳和委員長）は10月19日に那覇市内で2023年度定期大会をオンラインと対面で同時開催し、22年度の活動報告や新年度の活動方針案、新役員体制案などが承認された。新たな地連委員長に琉球新報労組の比嘉基さんを選出した。

沖縄地連は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で21年度の活動が休止されていたが、22年度は、沖縄の日本復帰50年にちなんで5・15平和行進への参加や、労連新研部とともに全国新研集会の沖縄開催、「失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック」のトークイベントなどに取り組んだ。

23年度は、沖縄県マスコミ労協の活動再開に伴い例年共催している反戦ティーチンや、北海道地連との南北交流の再開が予定されている。

新年度役員には、比嘉委員長のほか、副委員長に屋良朝輝さん（沖縄タイムス労組）、書記長に外間愛也さん（琉球労組）、中央執行委員に福元大輔さん（沖タイ労組）が選出された。大会には、労連本部から石川昌義中央執行委員長が出席した。 【琉球労組・慶田城七瀬】

山梨 新聞大会でビラ配り

第75回新聞大会が10月18日に山梨県富士吉田市で開かれたのに合わせ、新聞労連は同17日夜にJR大月駅前、18日朝には甲府市内のホテル前でビラ配りを行った。17日は小雨が断続的に降るあいにくの天気で会場への送迎バスに乗る大会参加者は想定より少なかったが、石川昌義委員長ら労連

本部に東京地連の仲間も加わり、バスに乗ったほぼ全員にビラを手渡した。18日は甲府市内のホテルに滞在した大会参加者が1カ所からバスに乗り込んだため100人弱にビラを配布することができた。

ビラは昨年に続いてジェンダー平等の実現とハラスメント撲滅を訴えた他、旧来型の思考を続ける経営陣に発想の転換を呼び掛けた。東京労組の鍊成費問題や埼玉労組の残業代不払い問題など争議に関するビラも同封した。

ひるまず自信持って

長崎市性暴力訴訟 元原告インタビュー①

長崎市の幹部職員から夜回り取材中に性暴力被害を受けた女性記者が同市を相手取って起こした訴訟は、新聞労連の仲間や長崎市の市民団体が構築した幅広い支援体制が勝利の原動力になった。勝訴判決確定後の7月下旬にインタビューに応じた元原告に、ハラスメント被害者へのメッセージなどを聞いた。

【特別中央執行委員・浦響子＝河北労組】

―事件の背景には、これまで多くの女性記者がセクハラ被害に遭っても泣き寝入りせざるを得なかった歴史がありました。

「自分が声を上げられなかったせいで後輩たちを被害に遭わせてしまった」という女性記者の声を聞くけれど、そんなに申し訳なくする必要はない。女性記者はみんな多かれ少なかれそういう嫌な目に遭っていて、辛い思いをしてもそれを口に出さず働いている。本当に反省してほしいのは取材先や公権力の側にいる加害者たち。「それは単なる個人の思いだ」とか「君にだけ起きたことで、ここでは起きてないから」と言われたいよう、私たちは被害者集団としてまとまって向き合い、無自覚の加害者たちに変革を促していく必要がある。

―ハラスメントの被害に遭って泣き寝入りしている組合員は今もたくさんいます。元原告の立場として、被害者にどういうことを伝えたいですか。

他の犯罪と違って「あなたが悪かった」と過剰に言われるのが性犯罪、性暴力。「二人きりになればよかった」とか「自分の行動に気を付けるべき点があったのかもしれない」とか、自分が一番思っていると思うけれど、周りから言われるのははっきり言ってお節介。周りが「自分を反省しろ」と言ってくるのは、あなたを恥の存在と位置づけてそこから出てこられないようにするということ。だから、「自分が悪い」と過剰に思わないでほしい。

一番大事なのは、自分自身が被害に遭う前のように自由に考えたり、行動できたり、生活を楽しめるようになること。裁判をした人や世の中に告発した人が偉いわけじゃなく、一番偉いのは、そのことを考えながらも毎日普通に生きていることだと思う。被害に遭って打ちのめされているのに、子どもの前では明るく振る舞っているとか、出勤しなくてはいけない時間になったから頑張ってる顔しているとか、一人ずつの他人に見えない努力はすごく尊い。被害に遭うと自暴自棄になったり、自分を追い込むことに走ったりしがちで、実際そのくらい辛いことだと思うけれど、それでもやっぱり生きていくことはあきらめないでほしい。訴訟のような社会的な手続きをするかしないかというのは、命の土台の部分がそろった時に考えればいいことであって、何もする力もないとか、ただ毎日泣いているだけとか、息を吸って吐いているだけみたいな感じでも、それはそれで全然オッケーだと思う。

―「何かをしよう」と思いすぎなくていい、ということでしょうか。

そうです。何かにすごく悩まされた当事者がすぐに行動や決断ができないのは普通のこと。「泣き寝入り」というと泣いて何もしていないみたいに聞こえてしまうが、自分を保てなくて自殺したり他の人に危害を加えたりせず、きちんと生存して普通に生活しているというのは、「泣き寝入り」という言葉が示す以上にずっと意味があって生産的なこと。その価値を自分で十分認めていれば、次に社会的な何かをしようと思えた時に一歩が踏み出せると思う。苦しんできた年月や掛けた労力



勝訴判決の翌日、新聞労連の仲間や市民とともに長崎市に対して控訴断念を訴える浦さん(中央)＝2022年5月31日、長崎市府前

は自分自身が一番分かっていることだから、他人から「今まで何もしていないじゃん」とか「なんで今更言ってくるの」とか言われたとしても、簡単にはひるまず、自分の中で自信を持ってほしい。

【インタビューを終えて】

小さな勇気社会変える力に

「被害者は私だったかもしれない」。2020年1月、長崎地裁での口頭弁論を初めて傍聴したときに直感した。原告は自分と比較的年齢の近い女性記者であり、事件の詳細を知れば知るほど、自分やその周囲でいくつも起きていたセクハラ被害と重なった。

記者が取材対象者からセクハラや理不尽な要求をされることは、多かれ少なかれ全国どこでも日々起きている。だからこそ、原告記者への共感の輪は広がった。弁論には毎回、全国から多くの支援者が駆け付け、判決直後の会見で原告記者が登場したときには女性記者も男性記者も大きな拍手を送った。今回の判決は性別や立場を超え、全ての被害者にとっての勝利だったと実感した。

原告記者は判決後の会見で「今回の判決が社会で働く女性にとって一筋の光となるよう希望する」と語っていた。「一筋の」という表現は、事件後長らくPTSDに苦しみ、自分の足で立てないほど衰弱している中で証拠を必死に集め、闘い続けたからこそ出た言葉だったと思う。被害者の名誉回復、加害者からの謝罪というごく当たり前のことのために、何の非もない被害者が膨大な労力と15年の歳月をかけなければならないこと自体が不条理であり、この事件が突き付けた社会全体の問題でもある。

「一筋」から社会をあまねく照らす光に広げるためには、現場の記者一人一人の意識を変えることが欠かせない。今回の勝訴を個別の事案で終わらせないために、どうか一人でも多くの人に「自分ごと」として受け止めてほしい。性被害やハラスメントに苦しむ被害者は周りに必ずいるし、自分自身だっていつ被害に遭うか分からない。被害に遭ったら泣き寝入りせず誰かに相談する、「私が悪い」と自分を責めない、被害に遭った人が周りにいたら話を聞く、「あなたは悪くない」と伝える、被害者を一人にしない。ちょっとした勇気でできる小さいことでいい。その積み重ねが、やがて社会を変えていく力になると信じてい

初のジェンダー分科会

第64回マス倫懇全国大会

全国の新聞社、放送局などでつくる「マスコミ倫懇談会」の第64回全国大会が9月29、30の両日、盛岡市であった。新聞労連から、吉永磨美・前中央執行委員長と中塚久美子・前特別中央執行委員がジェンダー分科会に出席し、労連チームによる「失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック」(小学館、2022年3月)について報告した。マス倫懇でジェンダーについての分科会が設けられたのは初めてという。

報告では新聞労連から、特別中執の制度ができた経緯のほか、メディアの意思決定層が男性で占められている現状を指摘した。さらに、ジェンダー平等の視点から問題のある表現がメディアによって広められている現状や一定の指針の必要性、メディア自身がどの立ち位置をとるのかといった問題意識から本を編集したことを説明した。

また、マス倫懇の2日前にあった安倍晋三元首相の国葬で、菅義偉氏のあいさつ場面に「女房役安倍氏支え」とテロップをつけていたキー局があったことなどを例に挙げ、男女差別の社会構造を前提にした言葉選びと報道機関の組織のありようが反映されている、と指摘。意識の更新が必須だと伝えた。

記念講演や7分科会中、女性が半数以上いたのは「ジェンダー」のみで、ほとんどは男性の参加者や報告者で占められていた。今後もあらゆる機会をいかし、新聞・通信業の社会的責任、また業界の持続可能性の点から、ジェンダー平等にむけた行動を労働組合の立場から伝え続ける必要性を確認した。

【前特別中央執行委員・中塚久美子＝朝日労組】

問題訴える人 孤立させない

盛岡でジェンダートークイベント



新聞労連と東北地連は、10月1日、出版を記念したトークイベントを盛岡市で開いた。編集に携わった3記者と現地のジェンダー研究者が意見を交わし、誰もが生きやすい平等社会実現に向けたヒントを探った。

前労連委員長で毎日新聞の吉永磨美記者、朝日新聞の中塚久美子記者、徳島新聞の乾栄里子記者が刊行に至った経緯や新聞表現の問題点を説明。吉永記者は「メディアは男女格差解消を唱えるが、意思決定にかかわる経営陣のほとんどは男性。構造的な問題を変えていく必要がある」と訴えた。

中塚記者は「女房役」という表現に代表されるように、性的役割分担意識などに関する無意識の偏見が取材現場に根強く残る現状を指摘。乾記者は性犯罪を報道する際、強制性交を「乱暴」と言い換えることが被害の矮小化につながっていると問題提起した。

ジェンダー問題を研究する岩手大の海峯径子教授は女性を取り巻く環境が30年以上大きく変わっていないとして、「正面切って問題を訴えている人を孤立させないことが大事だ」と強調した。

イベントには、加盟単組を中心に会場、オンライン計90人が参加。「紙面に登場する人の男女比率はどうしているのか」「ジェンダー平等のためには男性に気付いてもらう必要がある」などの質問や意見も上がり、登壇者が各社の現状や考えを述べた。

【特別中央執行委員・浦響子＝河北労組】

第50回 JTC 記者研修会

新聞労連の第50回JTC記者研修会が「いま、向き合うべきこと」をテーマに10月9、10日の両日、東京・水道橋で開催され会場には約30人が参加し、ウェブでは12労組の組合員が視聴した。

初日は＝写真＝南彰元新聞労連委員長をコーディネーターに、ジャーナリストの有田芳生さん（右）、江川紹子さん（中央）を迎えシンポジウム。なぜカルト宗教取材するのか、その理由や取材方法を学ぶ他、現在と30年前の報道の違いに迫った。

2日目午前中は、仕事をしていた逮捕されそうになった場合はどうすればいいのか、などについて、2021年6月22日、旭川医科大（北海道旭川市）の学長選考会議を廊下で取材中の北海道新聞記者



が、大学側に現行犯逮捕され警察に引き渡された事件当時労組委員長で冊子「『取材の自由』とは～記者逮捕問題を考える』を作成した北海道新聞労組前委員長・安藤健さんと、2022年9月に労連新研部冊子「逮捕に備える」を作成した前新聞労

連新研部長・岩橋拓郎さんが、労組がとるべき対応のポイントや注意事項を説明した。

午後は、3班に分かれ参加者が持ち寄った記事にデスク役から講評を得たり、日々の悩みを話し合ったりした。

初
日

カルト「長距離走」で追う旧統一教会報道

有田芳生 安倍元首相の銃撃事件後、岸田首相が国葬を決めたときには賛成の世論が多かった。ただ、安倍首相と旧統一教会の接点について報道したことで、世論は変わった。適切な報道だった。

江川紹子 銃撃事件後に「旧統一教会」の名前が報道されるのに時間がかかった。オウム報道を思い出した。国葬は、学生にアンケートをとった際に賛成か反対かは言うけど「当日は何もしない」と熱量は低い。デモとの熱量の差は報道からは伝わらなかった。

有田 統一教会は1954年に韓国で成立。58年に信者が日本へ密入国して布教が始まった。原理研や靈感商法が報道されたが、オウム事件の衝撃が大きく、「空白の30年」となった。

江川 神奈川新聞で消費者問題を担当したのが取材のきっかけ。旧統一教会の靈感商法を取材すると電話攻撃があった。オウムはある種のサブカルみたいに評価する人もいた。地下鉄サリン事件後

は問題化。視聴者もメディアもお腹いっぱいになった。年を越えると報道が無くなった。短距離走ではなく、長距離走で報道するのが良いのではないか。オウムはあまりにもハチャメチャで、感覚が麻痺した。「旧統一教会は人殺さないでしょう」と基準がおかしくなったところがある。警察の動きが無ければ大きな事件ではないという感覚が新聞社にあるのではないか。抗議の面倒くささを嫌うところがなかったか。

有田 95年以降、オウム報道が減った時期に警察幹部と接点を持ち、統一教会のレクチャーを頼まれた。警察幹部は「次は統一教会。経済問題でやる」と言われた。それ以降何もなくて、2005年に再び会ったとき「政治の力でね」「オウムのような事件が無かったからね」と言われた。旧統一教会は、岸信介元首相と親しくなり、政治、政策実現につなげてきた。「家庭教育支援条例」や「青少年健全育成条例」も。

江川 カルトとは、人権侵害や反社会的な行為があるものと定義する。カルト性が高い場合はウォッチが必要。メディアの役割だ。

有田 旧統一教会を信じるのも信教の自由。ただ、山上徹也容疑者の母は自ら入信したわけではない。正体を隠して勧誘され、教えられ、結果的に1億円の献金をした。事件が起きた。問題は、信者が犯罪をした事実から議論を進めるべきだ。信教の自由からでは堂々巡りになる。信仰の自由、心の問題は難しい。脱会して生きていられるかという問題もある。

江川 ある元信者に話を聞いた。やめた理由は「彼女ができたから」。社会のつながりがあることが大事。入らせない方法は何か。息長く考えていかなければならない。

【道新労組・吉川幹弘】

二
日
目取材する理由、外にも説明必要
道新記者逮捕と報道の自由

安藤健さん

安藤健 女性記者＝当時（22）＝が、旭川医科大学で取材中に建造物侵入容疑で逮捕されたのは21年6月22日午後4時半頃で、警察の広報発表は午後7時頃だった。記事で実名か匿名かにするか、社内で議論したようだが、最終的には「外形的事実に争いが無い」などとして、編集局長の判断で実名報道した。一方、他の全国紙は匿名で扱いにも大きな差があり、問題意識の違いを感じた。

同大学では当時、学長選考会議が行われていた。国立大の人事は大きな関心事項で、その取材は記者として一番大事な業務だった。労組は構内に入ったのは正当な理由があり、同罪にはあたらないと考えた。警察が記者を48時間も拘束したのも、過剰な対応だ。

会社の対応にも問題があった。翌日の朝刊で編集局幹部のコメントを出すだけで、以降2週間以上、対外的な説明をしなかった。7月7日朝刊に社内調査報告を載せたが、現場の責任を強調するような内容だった。今年3月の不起訴になった後、会社は「逮捕は過剰」と声明を出し、トーンが若干変わったが、当初からきっちり問題に向き合い、対応すべきだったのではないかな。

記者の実名を出したことについては、「実際に不当な権力行使を受けた」と、世の中に示すためには間違ったことではなかった。ただ、女性記者がインターネット上で誹謗中傷を受けたり、過去

の写真が出回ったりと二次被害があったのも事実。本人を守るために表に出すことはなかなかできず、二枚舌のようでとても悩ましい。

近年は取材への規制が、どんどん強まっている。一方、憲法21条の「表現の自由」は「報道の自由」とイコール。手法の問題もあるが、「自分は何のために取材しているのか」を説明できれば、憲法の理念と合致するのではないかな。

不当摘発リスク 意識を



岩橋拓郎さん

岩橋拓郎 9月に新聞研究部で「逮捕に備える」という小冊子を発行した。道新記者逮捕や安倍晋三首相（当時）演説中のヤジ排除問題など、「日本も警察国家なのでは」という危機感からだ。

国内であっても不当に摘発されるリスクはあり、いつ逮捕されるかも分からない。会社にも顧問弁護士はいるが、あくまでも会社を守るのが仕事。労組は「労働者を守る」という発想で、人権や報道に理解のある弁護士と、普段からつながっておくべきだ。

仮に逮捕された場合、労組はまず、記者の心理的な負担を減らすことを考えて支援すべき。不起訴に持ち込むためには、世論を味方につけるのが大切で「なぜ取材したのか」を、なるべく可視化したほうがよい。

【京都労組・南真臣】

和解勧告書作成で一致

特派員協会 都労委あっせん

日本外国特派員協会の労働組合（Union of Press Club＝UPC）は、10月17日、2020、21年度の定期昇給凍結の撤回および22年度の低額回答に対する再回答と、無期転換社員（契約社員）の正社員化を求めて東京都労働委員会の第3回あっせん期日に臨んだ。

あっせんでは、期日までに行われた団体交渉と事務折衝で労使の見解が一致した正社員化の方向性を踏まえ、協会側代理人弁護士が都労委に和解勧告書を作成することを要望した。協会の中に、正社員化問題を強硬に反対する理事がいることから、都労委の勧告を理事の説得に利用する目的とみられる。提案の趣旨を踏まえ、組合も和解勧告書の作成に同意した。都労委も、労使双方の了解であるなら次回のあっせんまでに和解勧告書に相当するものを作成すると応じた。

これまで協会は、財務悪化を理由に定期昇給や正社員化についてゼロ回答を続けてきたが、組合が財務分析を実施して財務の安定性を明らかにするとともに、定昇と正社員化は法令と就業規則上の使用者の義務だと団交や事務折衝の中で追及することで、大きく態度を軟化させた。

協会内では、人事総務を統括するゼネラルマネジャーが辞任し、組織統治の面で混乱が生じており、予断を許さない。理事の多くは外国人特派員で日本の労働法制に疎く順法意識が希薄なため、まとまりかけているあっせん事項を反故にしてくる危険性は否めない。

組合は、新聞労連と東京地連の支援も得ながら、不当労働行為救済申立や裁判も視野に入れ、要求貫徹のため闘い抜く決意だ。

次回あっせん期日は11月9日午後1時半から、都労委で行われる。

執行部セミナー詳報

新聞労連主催の執行部セミナーでは、ハラスメント加害者の特徴と被害者対応について一般社団法人エープラス（東京）の吉祥眞佐緒（よしざき・まさお）代表理事が講演し、新聞労連本部の杉村めぐる書記が労働協約改定の問題点について解説した。当日の発言を詳報する。

1日目

「ハラスメントは力と支配」

どんなに相手が不愉快であっても、暴力や暴言はいけいない。職場が暴力を容認すれば、被害者は絶望しかないし、誰にも相談できない。体を触ったり、体形について口にしたりするセクハラは少なくなった。会社として駄目と決めたからだ。だが、暴力は「理由があれば問題にならない」と考える人が多い。被害者も「自分が悪い」「未熟だから」という思考回路に陥る。加害者を怒らせないということに意識がいつてしまい、仕事が手につかなくなる。

ハラスメントは力と支配。相手を思い通りに動かすことだ。大声を出したら誰かがやってくれた、

怖がらせることで思い通りになった、という経験があれば、どこでも、いつまでもやる。

加害者の言い分としては、「相手が自分を怒らせる」「相手が肝心なことを話さない」と被害者意識が強く、人のせいにする人が多い。加害者の言い分はうのみにしてはいけいない。365日、怒鳴る加害者はいない。サイクルがある。普段は穏やかで、外づらがいい人も多い。

ハラスメントをした後、少し時間がたつと「さっきはごめんね」「成長してもらいたいから」と言い訳し、謝罪する。被害者も「自分を大切に思ってくれるから」と納得してしまう。このループで被害が続く。加害者の行為は間違いだと指摘する人が増えるほど、できなくなる。効果があるのは外圧だ。会社にばれる、親にばれる、逮捕されると世間にばれる。それが加害行為をやめさせる。

どんな相談なのか、どう対応するのか、イメージしてほしい。「頼られたい、期待に応えたい」という人もいれば「自分には自信がない」「関わりたくない」と考える人もいる。そこは身構える必要なく、会話の一環として聞いてみる。気軽なイメージでやってほしい。相談は信頼されている証拠。「話してくれてありがとう」と自然に言えるようになると関係は良好につながっていくと思う。

相談を受けるポイントは、時間を決める。ダラダラ聞くと疲れる。相談は「聞く」ではなく「聴く」。答えは出さなくてもいい。アドバイスしよう、解決しようと思いがちだが、まずは相手が何を伝えに、聞いてもらいに来たのか。気持ちにフォーカスしてほしい。「殴られた」などの事実関係は争うときに集めればいい。気持ちにフォーカスすると相手の満足度は高まる。「つらかったですね」「悲しかったですね」とどんな気持ちかくみ取る。

NGワードは「頑張れ」「期待している」「君ならできる」。相談者はすでに頑張っているし、「自分が悪かった」と思わせてしまう。叱咤激励もだめ。弱音も吐けないと感じる。「きついのはみな同じ」「昔はもっとひどかった」という話も、がっかりされる。話を逸らすのもいけない。

2日目

「妥結したら労働協約化を」

労働協約は、法律の最低基準にとらわれない労使間のルールに関する合意なのに対し、労使協定は、労働基準法等で定める原則規定を解除する労使合意。同じ合意手続きでも大きな違いがある。

労働組合法の条文に「団交の目的は労働協約を締結することにある」と書かれている。団交で妥結した内容はすべからく労働協約化すべきだ。使用者が妥結内容を労働協約化することを合理的な理由なく拒んだ場合、不当労働行為となる。

労働者が労働条件や労使間のさまざまなルールを網羅した労働協約を包括的労働協約という。有効期間の定めのない労働協約については、90日前に予告すれば解約することができるが、包括的労働協約は、一部分だけの解約はできない。

「労働協約の中で、就業規則の規定と重なる部分については、削除したい」と使用者から提案された場合、応じるべきではない。労働協約の変更は労使間の合意が必要なのに対し、就業規則の変更は、使用者が一方的に行うことができる。就業規則の不利益変更の場合は、一定程度労働契約法の規制が及ぶものの、変更が合理的と判断された場合は、一方的にできてしまう。

組合が団交で妥結した内容の労働協約化を求め

たところ、使用者に「これまで慣習で妥結内容は協約として処理していないことから労働協約化はできない」と言われた場合、団交で妥結した事項の労働協約化の拒否は、誠実交渉義務に反し、許されない。労働委員会の活用も含め、毅然とした対応が求められる。

使用者に「包括的労働協約にすでに組合員の範囲が定められており、労働組合が一方的に組合員の範囲を変更することは労働協約違反だ」と言われたとしても、労働組合は独立した組織であり、組織員の構成や範囲を自主的に決定できる。新たに組合規約で規定する組合員の範囲が労働協約のものと異なっていたとしても、使用者が組合規約の変更を拒否することはできない。

就職フォーラム 東阪約 110 人が参加

若手組合員が就活経験などアドバイス

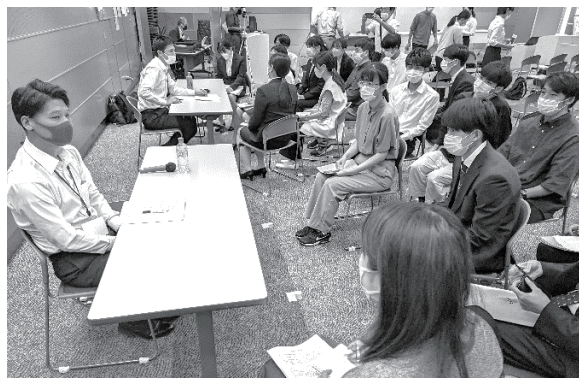
新聞労連は、学生を対象にした「新聞業界就職フォーラム」を東京、大阪の2会場で開いた。2024年春の卒業予定者を中心に、計約110人が参加した。

10月2日にリアル・オンラインの併用で開いた大阪会場には約40人が参加した。近畿地連が運営に協力し、「全国紙・地方紙記者」「ビジネス職」「スポーツ紙」の3部門で、主に入社10年未満の若手組合員が仕事の内容や日々のやりがい、自身の就職活動を振り返ってのアドバイスなどを伝えた。

学生からはデジタル対応に伴う購読者数や売り上げの変化などについての質問があった。

同15日の東京会場はリアル開催のみで約70人が参加した。全国紙、地方紙のベテランから中堅、若手の記者が登壇。日本放送労働組合（日放労）の協力も得てNHKのディレクターも参加した。昨年の就職フォーラムや作文ゼミに参加し、新聞業界への就職が内定した来春卒業予定の学生による座談会もあった。

新聞業界の実情を組合員目線で伝えることを目



講師の話を熱心に聞く参加学生＝大阪会場

的にした就職フォーラムは04年から開催している。在京の全国紙労組の委員長や新聞労連役員たちが作文や面接を指導する「作文ゼミ」は06年から続けている。

「白河の関越え」東北が一体に

末永 智弘 さん（東北地連委員長＝河北新報労組）

第104回全国高校野球選手権で、宮城代表の仙台育英高が優勝しました。深紅の大優勝旗が「白河の関」を越えたことは、本当に感慨深いです。

2001～05年、福島県のいわき支局に勤務していました。支局の近くには1971年の夏、甲子園で準優勝した磐城高があります。

河北新報では、春夏問わず東北勢が決勝に進出すると、本社から「かつての準優勝メンバーの談話を取るように」との指示があります。いわき支局員は、磐城高の準優勝メンバーに連絡し決勝の試合終了後、コメントを取るのが重要なミッション(大げさ)の一つでした。



59

私にその役目が回ってきたのは、2004年。夏の甲子園で東北高（宮城）が決勝に進出。ダルビッシュ・有投手（現パドレス）を軸としたチームで、大いに期待したのを覚えています。

結果は、茨城代表の常総学院に6－7で惜敗。落胆しながら取材した磐城高OBに「近いうちに優勝するよ」と励まされたのを覚えています。

あれから18年、ついに悲願が成就しました。決勝翌日の朝刊は、東北の各紙が仙台育英の優勝を見出しで「白河の関越え」を採用した社が多く、東北が一体となったのを感じました。

ところで白河の関は、古代の大和政権が東北の蝦夷（えみし）に対抗するため設けた前線基地とされます。蝦夷の南下を防ぐ狙いがあったのかも



福島県白河市にある国指定史跡の白河関跡

しれません。

白河の関は廃止されましたが、福島県には、東北と首都圏の電力の融通をコントロールする「開閉所」があります。現代の開所とも言えるでしょう。東北側がここを封鎖したらどうなるのだろう。そんな夢想をしてしまう非対称な電力供給状況が続きます。